

事務連絡
令和2年4月8日

保護者 各位

子育て政策課長
高橋 義之

国の緊急事態宣言を受けた学童クラブの原則休室について

日頃から学童クラブ事業に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

4月7日に政府より発出された「緊急事態宣言」に基づき、墨田区の区立学童クラブについては原則、休室にいたします。

しかし、保護者の方が仕事を継続しなければならない場合については、児童の受入れを行いますので、別添利用申請書を各学童クラブに御提出ください。

なお、4月分の育成料の取扱いについては、3月31日付け通知「新型コロナウイルス感染症防止に伴う学童クラブ利用自粛に係る4月分の育成料について」を御参照ください。

保護者の皆様には、御理解と御了承をお願いいたします。

記

1 休室期間

令和2年4月13日（月）から令和2年5月6日（水）まで

2 受け入れる児童について

保護者のいずれの方も就労等、やむを得ない事情により御家庭での育成が困難な場合に限り、学童クラブでの受入れを行います。

なお、休室期間中の受入れを希望する場合には、やむを得ない理由を記載した利用申請書を4月13日（月）までに各学童クラブに御提出ください。

また、実施場所については、各学童クラブの登室状況により変更になる場合がございます。

3 その他

今後の情勢により、運用が変更となる場合がございます。

【問合せ先】 墨田区子ども・子育て支援部
子育て政策課児童館担当
☎ 03-5608-6195（直通）